

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監 7 の第 9 号

監査の対象：令和 6 年度監査委員監査 大阪府行政オンラインシステムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所管所属：デジタル統括室

通知日：令和 7 年 7 月 9 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (3)	デジタル統括室におけるユーザ I D の点検や利用所属への通知について改善を求めたもの 今回の監査において、デジタル統括室は業務管理者として、改正後の実施手順においても、ユーザ I D の点検を行うことが定められているが、各利用課が実施する形となっており、業務管理者として点検状況を把握する仕組みとなっていなかった。 また、利用課で不備が検出されたユーザ I D の権限設定等について、実施手順には明記されているものの、取扱変更通知は「利用課の長の権限設定を変更したことにより、所管部課における職員情報の照会及び編集（追加・削除等）が可能となります。」との記載に留まっており利用課として果たさなければならない役割が十分伝わらない表現となっていた。 さらに、各利用課でも年に 1 回実施することとなったユーザ I D の点検について、取扱変更通知にその旨の記載はなく、実施手順を遵守する旨の記載があるのみであったことや、令和 6 年 4 月の人事異動以降のタイミングにおいて、デジタル統括室から各利用課へ点検実施の通知が行われておらず、各利用課が確実に点検を実施できる効果的な通知ができていたとは言いがたい状況となっていた。 【指摘事項】 デジタル統括室は、業務管理者としての役割を改めて認識した上で、当該システムに係るユーザ I D の点検について、各利用課から結果の報告を受けて状況を確認するなど、規定に基づき適切に実施できるよう仕組みを構築し、運用されたい。 また、各利用課が自らの役割を正確に認識した上で、実施手順に基づきセキュリティ対策を講じられるように、当該システムに係る取扱変更や実施手順の改正に当たっては、周知の時期や記載内容、方法を検討するなど工夫して、的確に伝わるよう取り組まれたい。	ユーザ I D の点検について、令和 7 年度以降、次のとおり運用することとする。 【ユーザ I D の点検の仕組み】 ・ 1 年に 1 回の点検（棚卸）について、毎年度 5 月に実施できるよう、各所属あて依頼文を発出し、各所属での点検結果について報告を受けた上で、点検結果を業務管理者まで供覧する。 ・ なお、令和 6 年度は各所属あて依頼文の発出が未実施であることから、例外的に令和 7 年 2 月に上記の仕組みにより実施する。 ・ 令和 7 年度は、令和 7 年 5 月 26 日に依頼文を発出し、7 月 2 日に点検を完了、7 月 3 日に業務管理者までの供覧が完了した。 職員等の異動や退職時にもない発生する不要なユーザ I D の削除や、上記点検については、令和 7 年 5 月～6 月に開催する情報システム等整備・運用連絡調整会議において、点検の趣旨、必要性、作業の内容や時期等の具体的な説明を行うことで、よりの確に伝わるよう取り組む。なお、令和 7 年度は、令和 7 年 5 月 30 日に当該会議を開催した。 また、今後は、セキュリティ実施手順の改正や取扱の変更に限らず、システムの適正な運用のためには、各所属においてどのような作業、対応が必要になるか明確に伝わるように、記載内容等を工夫した上で、必要に応じて連絡調整会議の場も活用しながら、速やかに各所属に対して周知を行っていく。	措置済	令和 7 年 7 月 3 日